

芦別市の農地利用集積円滑化事業について〈H23.3.1版〉

農地利用集積円滑化事業

農地利用集積円滑化事業とは、農地利用集積円滑化団体が、農地の所有者から委任(相手を特定しない貸付等の委任契約)を受けて、農地の所有者を代理して貸付等を行う事業です。

この事業に伴う規模拡大加算について(H23)

農業者戸別所得補償制度の本格実施に当たり、農地利用集積円滑化事業によって効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対して面的集積が行われ、農地の効率的利用が促進された場合に、農地の借り手に対し10a当たり20,000円の規模拡大加算金が交付される予定となっておりますが、国から詳細が示され次第、お知らせいたします。

委任の申込期限(農地の所有者が対象)

平成23年12月30日まで

農地利用集積円滑化団体

芦別市は、平成22年7月から農地利用集積円滑化事業のうち農地所有者代理事業(農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地等について売渡し、または貸付を行う事業)を行う農地利用集積円滑化団体として、市が農地利用集積円滑化事業を実施しています。

農地利用集積円滑化団体名	農地利用集積円滑化事業の種類	事業実施地域
芦別市	農地所有者代理事業	芦別市全域

農地利用集積計画

農業目的での農地の売買や賃借について、市町村がこれらの権利の設定、移転に関する計画「農用地利用集積計画」を作成し、農業委員会での決定を経て公告することにより、農地法第3条の許可を受けることなく、計画の定めるところによって所有権あるいは賃借権等の利用権が移転又は設定されます。

市町村は、農地利用集積円滑化団体から農用地利用集積計画を定めるよう申出を受けたときは、その申出の内容を勘案し、同計画を定めることとなります。

お問い合わせ

芦別市農林課農政係又は芦別市農業委員会事務局
電話 0124-22-2111 (農政244、農委256)